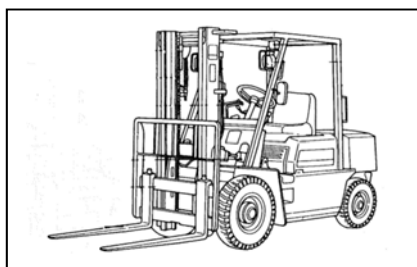


# 【技能講習】

## フォークリフト運転（11時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第99号)  
(登録有効期間満了日:平成31年3月30日)  
一般社団法人 北海道林業機械化協会  
札幌市中央区北4条西4丁目1伊藤ビル6F  
(TEL011-251-0708, FAX011-251-0710)

労働安全衛生法では、**最大荷重1トン以上のフォークリフト**を運転する場合、法令に定められた**技能講習を修了した人**でなければ、これらの作業に従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。  
受講者が「31時間コース」と合わせて10人程度いましたら『出張講習』を行います。  
ご一報をお待ちしています。

### 1 受講資格

次のいずれかの受講資格を有する人に対し、「講習科目の一部免除」により実施します。

- ① 大型特殊自動車免許(限定なし)、又は大型特殊自動車第二種免許(限定なし)をお持ちの人
- ② 自動車免許(大型・中型・準中型・普通)、又は大型特殊自動車免許(限定あり)、又は自動車第二種免許(大型・中型・普通)、又は大型特殊自動車第二種免許(限定あり)を有し、かつフォークリフト(最大荷重1ト未満)運転特別教育を修了後、フォークリフト(最大荷重1ト未満)の運転経験が3ヶ月以上ある人(事業者等の「3ヶ月以上」の運転経験の証明が必要です。)

### 2 講習カリキュラム

区分	講習内容	講習時間
学 科	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間
	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2 〃
	関係法令	1 〃
	小 計	7時間
実 技	フォークリフトの荷役の操作	4時間
	小 計	4時間
計		11時間

### 3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7時間 ※ 学科講習修了後、学科試験を行います。
- ・ 第2日目 実技：4時間 ※ 実技講習修了後、実技試験を行います。

### 4 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- (1) 「受講資格①」の人は、「自動車免許証」の写し  
「受講資格②」の人は、「自動車免許証」及び「特別教育修了証(所持者)」の写し
- (2) 写 真：顔写真(縦3.0cm×横2.5cm)1枚(裏面に氏名を記入)
- (3) 受講経費：21,000円(税込・教本代込 令和2年4月1日～)

### 5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン等)を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、長靴、雨具(防寒具)等を持参してください

### 6 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格した人に、後日、当協会が「修了証」を交付します。